

阿賀野市財政計画

令和5年度～令和9年度

令和5年3月策定

阿賀野市

目 次

1	財政計画策定の目的	1
2	計画期間及び対象会計	1
3	計画の見直し	1
4	阿賀野市の財政状況	2
5	財政構造（歳入）	2
6	財政構造（歳出）	3
7	歳入計画値の推計方法	4
8	歳出計画値の推計方法	6
9	財政計画（年度別財政収支計画）	8

《参考資料》

10	地方交付税・臨時財政対策債の推移	10
11	一般会計の市債借入額と市債残高	11
12	基金残高	12
13	人件費の推移	13
14	財政健全化判断比率	14
15	財服用語の説明	15

1 財政計画策定の目的

財政計画は、持続的で安定した行政サービスの提供につなげることを目的として、中期的な財政収支の見通しを明らかにし、今後の財政運営や予算編成などの指針として用いるために、平成30年度から策定を開始しました。

策定時の背景には、合併算定替の終了に伴う普通交付税交付額の段階的な減少や、市債の借入について、交付税算入率が高い合併特例債の発行期限が令和元年度に終了することなど、将来的に厳しい財政運営が予測される状況がありました。

こうした状況の中で、平成28年度には総合計画を策定し、まちづくりの目標として「元気で明るく活力のある魅力的なまち」の実現を掲げ、目標を達成するため「安全・安心な暮らしの実現」「子どもの育成支援の充実」「高齢者や障がい者福祉の充実」「地域経済の活性化」「生活に密着した住環境整備の促進」の5つの政策を柱に据え、それを支える「市民協働の推進」と「信頼される行政経営」を加えた7つの政策を基本軸とした施策への取組を進めていました。

健全な財政運営は、「信頼される行政経営」の根幹となる取組であり、この財政計画に基づき、健全財政を堅持していくことで「元気で明るく活力のある魅力的なまち」の実現を目指していきます。

なお、昨今の世界的物価高騰に起因する、地域経済の停滞等への臨時的な対策や、五泉地域衛生施設組合の広域ごみ処理施設（令和6年度整備完了予定）の建設負担金の増加等の直近の財政需要を的確に反映させるため、毎年度見直しを行うこととしています。

2 計画期間及び対象会計

(1) 計画期間 令和5年度から令和9年度（5年間）

(2) 対象会計 一般会計

3 計画の見直し

年度ごとの社会、経済情勢の変化や、事業費の変更等による財政需要を踏まえ、適宜見直しを行います。

4 阿賀野市の財政状況

歳入では、令和2年度以降、コロナ禍によって低調に推移していた市税や公共施設等使用料収入について、少しずつ平年ベースへの回復を見込んでいるところです。

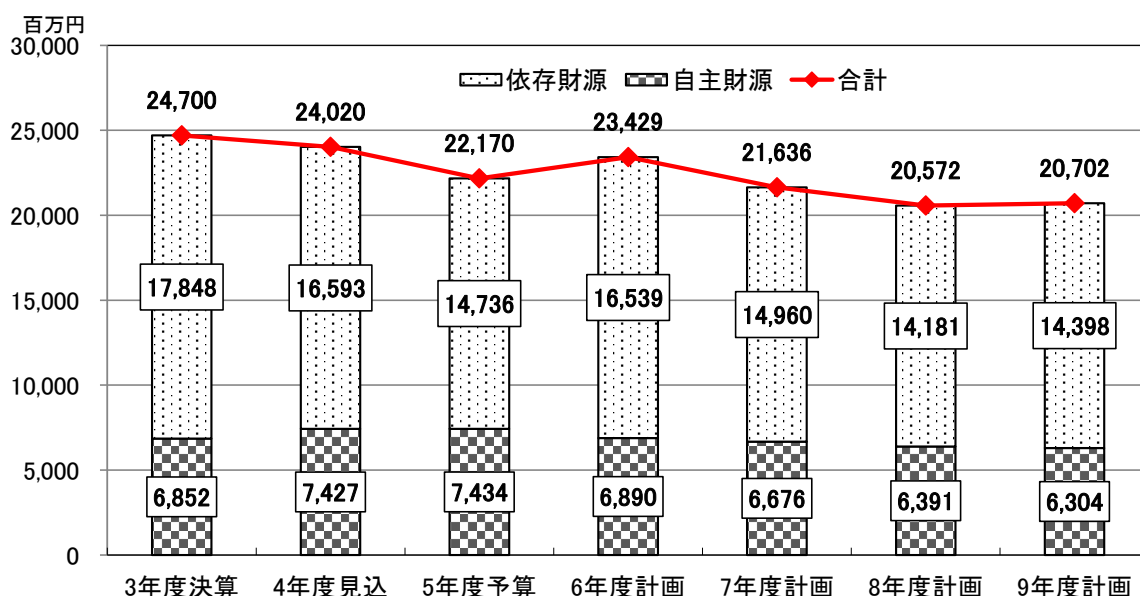
一方で、歳出は、昨今の物価高騰に伴う公共施設等の燃料費、電気料の増加や、老朽化に伴う維持補修費の増加など、経常的費用への財政需要が増えるとともに、医療費をはじめとした社会保障関連費用についても、引き続き増加が見込まれるため、厳しい財政状況が想定されます。

このような状況においても、健全な行財政運営に努め、社会状況の変化に、的確かつ柔軟に対応できるよう、財政基盤の強化を進める必要があります。

5 財政構造(歳入)

歳入構造の特徴としては、歳入全体に占める自主財源（市税や使用料など）の比率が低く、依存財源（地方交付税など）の比率が高いため、財政上の弾力性が弱いことが挙げられます。

このため、財政運営が、社会情勢や国の動向に大きく影響を受けやすい構造にあることから、財政調整基金や各特定目的基金に一定の残高を確保し、依存財源の急激な変化に柔軟に対応できる体力を構築することで、健全な財政運営に努めています。



※主な歳入の推移

単位: 百万円

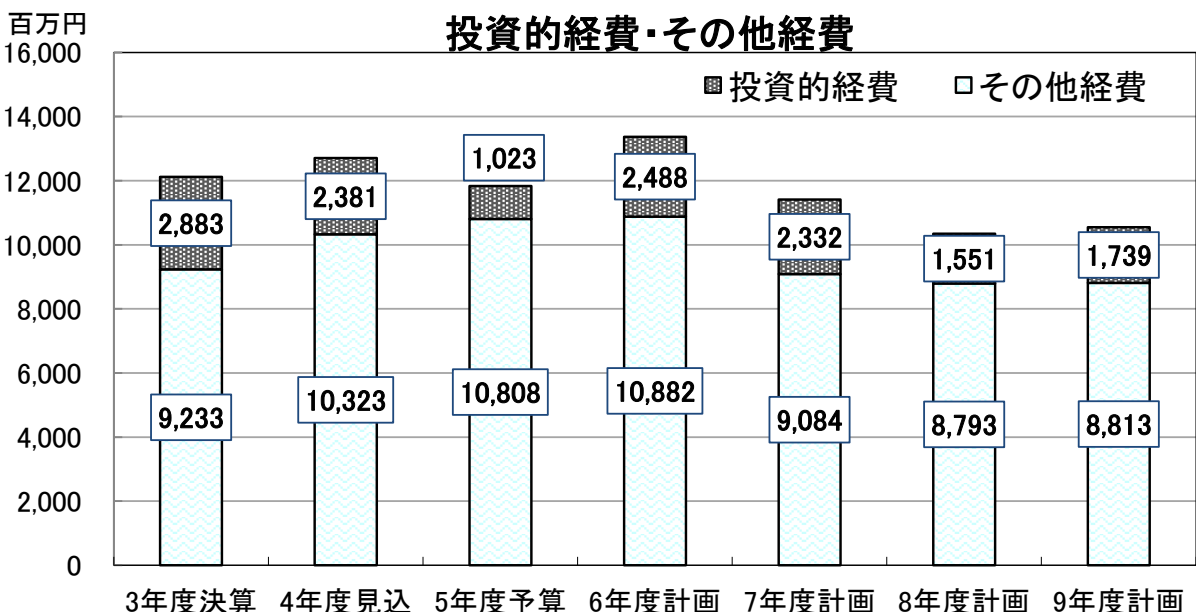
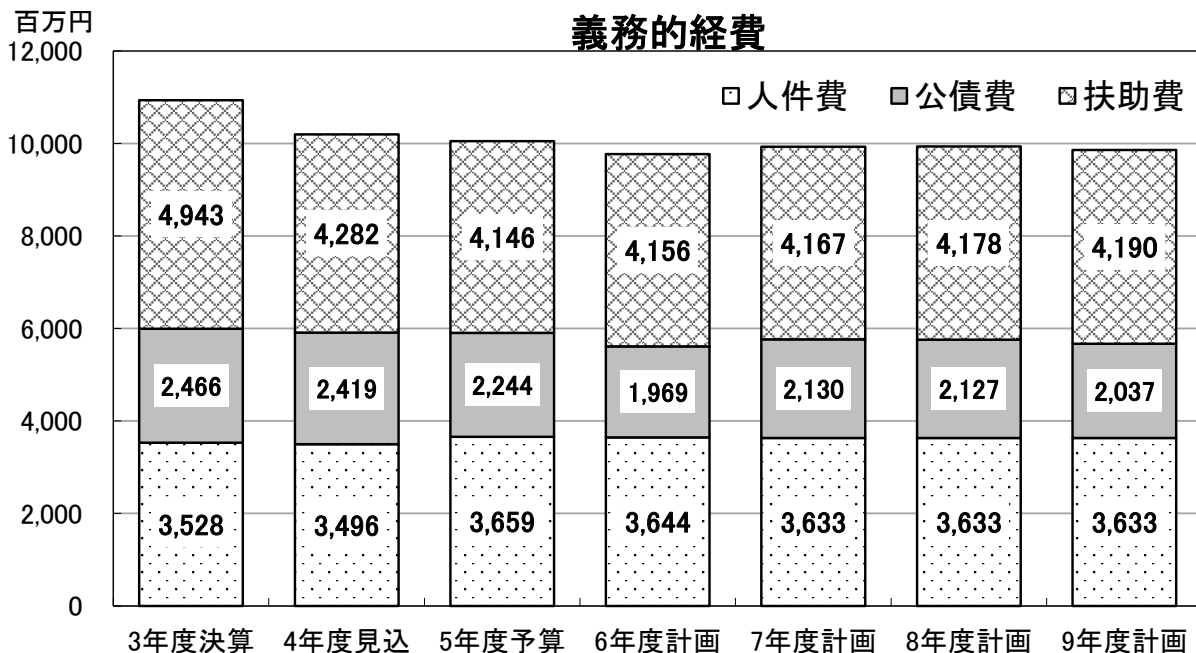
区分	3年度決算	4年度見込	5年度予算	6年度計画	7年度計画	8年度計画	9年度計画
市税	4,507	4,912	4,802	4,674	4,679	4,684	4,647
分担金負担金	39	28	33	30	30	30	30
使用料手数料	116	133	138	120	120	120	120
財産収入	25	23	12	13	13	13	13
寄附金	298	343	522	570	502	502	502
繰入金	195	321	1,226	793	642	352	302
繰越金	1,180	1,131	200	200	200	200	200
諸収入	492	536	501	490	490	490	490
自主財源	6,852	7,427	7,434	6,890	6,676	6,391	6,304

区分	3年度決算	4年度見込	5年度予算	6年度計画	7年度計画	8年度計画	9年度計画
地方交付税	7,981	7,292	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
地方消費税交付金	998	945	900	900	900	900	900
国庫支出金	4,919	4,368	2,776	3,016	3,223	2,909	2,948
県支出金	2,109	1,828	1,663	1,887	1,891	1,896	1,900
市債	1,323	1,723	1,801	3,142	1,352	882	1,056
地方譲与税等その他	518	437	396	394	394	394	394
依存財源	17,848	16,593	14,736	16,539	14,960	14,181	14,398

6 財政構造(歳出)

義務的経費のうち、公債費は、計画的な借入により、令和5年度以降について一定(20億円前後)の推移を見込んでいますが、扶助費は、社会保障関連費用が増加しており、今後も増加傾向が続くことを予測しています。

投資的経費については、市道や消雪パイプ等の老朽化に対応するため、今後も最低限の費用確保に努めますが、合併特例債の発行期限を見据え、新設改良から既存施設・設備の維持修繕へ、重点事業の軸足を計画的に移行していく必要があります。



※投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合わせています。

※その他経費は、物件費(需用費、役務費、委託料等)、維持補修費(道路や公共施設の管理に要する経費)、補助費等(各種団体への補助金、一部事務組合負担金等)、積立金、繰出金などの消費的支出(貸付金・投資及び出資金、予備費を除く)をまとめています。

7 歳入計画値の推計方法

区 分	推 計 方 法
市 税	<ul style="list-style-type: none"> ○市民税（個人）：令和6年度以降は令和5年度予算額から生産年齢人口（15～64歳）などの減少による減収（△0.5%）を見込んでいます。 ○市民税（法人）：令和6年度以降はコロナ禍から一定の回復を見込みますが、物価高騰等による社会情勢を考慮し、堅実な計画値として令和4年度決算見込額△10.0%で推計しています。 ○固定資産税：令和5年度予算額をベースに、評価替え年度（令和6年度）の減収（△1.0%）とそれ以外の年度では一定の増収（+0.8%）を見込んでいます。 ○国有資産等交付金：令和5年度予算額から、東部産業団地メガソーラーの減価償却などによる減収（毎年度△12.9%）を毎年見込んでいます。 ○軽自動車税：令和6年度以降は令和5年度予算額と同額で見込んでいます。 ○市たばこ税：令和6年度以降は喫煙人口減少による減収（△1.0%）を見込んでいます。 ○入湯税：宝珠温泉保養センターあかまつ荘の休止による影響を考慮し、令和6年度以降は令和5年度予算額と同額で見込んでいます。 ○滞納繰越分全般：令和6年度以降は令和5年度予算額と同額で見込んでいます。
地方譲与税 地方特例交付金 地方消費税交付金	<ul style="list-style-type: none"> ○地方譲与税：森林環境譲与税は段階的な増加を見込み、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税は、令和6年度以降を令和5年度予算額と同等額で見込んでいます。 ○地方特例交付金・地方消費税交付金：過去3か年は堅調な収入状況で推移していますが、物価高騰等による社会情勢を考慮し、令和6年度以降は、堅実な計画値として令和5年度予算額と同額で見込んでいます。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ○普通交付税：令和6年度以降は算入される公債費と、地方財政計画の伸び率を考慮し、最も交付額が低下した令和4年度決算見込額ベースで推計しています。 ○特別交付税は、令和6年度以降を令和5年度予算額と同額で見込んでいます。

区 分	推 計 方 法
分担金・負担金 使用料・手数料	<p>○分担金及び負担金：令和6年度以降は2歳までの第2子が無償化した保育園保育負担金など、直近の減額を反映した令和5年度予算額ベースで推計しています。</p> <p>○使用料及び手数料：令和6年度以降は直近の収入状況を反映した令和5年度予算額ベースで推計しています。</p>
国庫支出金 県支出金	<p>○扶助費及び投資的経費に係るものは、歳出に連動して見込んでいます。</p> <p>なお、扶助費に係る児童手当は毎年減少（△1.5%）、障害者自立支援給付費は、毎年増加（+2.0%）、その他の扶助費は同額で見込んでいます。</p>
繰 入 金	<p>○将来的な負担を考慮し、年度ごとに予定される事業の目的に合わせて、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金、あがの市民病院整備基金、ごみ処理施設整備基金などの特定目的基金の活用を推計しています。</p> <p>なお、財政調整基金繰入金は、年度ごとの歳出計画額及び、歳入見込額を参考に、一時的に財源の必要性が生じた場合に計上します。</p>
諸 収 入	<p>○令和6年度以降は、葬斎場管理運営費受託収入などが増加した令和4年度決算見込額をベースに、堅実な計画値に補正し推計しています。</p>
地 方 債	<p>○各年度の市債発行額は、建設事業計画等により計上しています。</p> <p>○臨時財政対策債：令和4年度は決算見込額、令和5年度以降は地方財政計画の伸び率（△44.1%）に基づき、段階的な発行可能額の縮減を見込んでいます。</p> <p>※令和7年度で現行制度の終了を想定し推計しています。</p>
その他の収入	<p>○利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、法人事業税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金：令和6年度以降は、令和4年度決算見込額を考慮した、令和5年度予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○繰越金：前年度の歳入歳出差引額としています。</p>

8 歳出計画値の推計方法

区 分	推 計 方 法
人 件 費	○令和6年度以降は、第4次定員適正化計画に基づき、計画期間中の正規職員の減少(△7人)を見込んで、一定の減額率で推計しています。 ※令和6年度以降の会計年度任用職員(定員適正化計画対象外)に係る人件費は、令和5年度予算額をベースに計上しています。
物 件 費	○令和4年度は決算見込額とし、令和6年度以降は公共施設等の維持管理費用について、燃油及び電気料等の高騰分を見込んだ令和5年度予算額をベースに、各年度を計上しています。
維持補修費	○令和2年度の記録的な大雪に伴い増加した除排雪費用や公共施設等の老朽化等に伴う近年の財政需要を反映し、令和6年度以降は年間4億円程度での推移を想定し、計上しています。
扶 助 費	○令和4年度は決算見込額とし、令和6年度以降は令和5年度予算額をベースとしながら、児童手当については、毎年減少(△1.5%)、障害者自立支援給付事業費の介護給付費については、実績に基づき毎年増加(2.0%)を反映させ、推計しています。
補 助 費 等	○令和4年度は決算見込額とし、令和5年度と令和6年度は、五泉地域衛生施設組合における広域ごみ処理施設建設費負担金の増加分を見込んで、推計しています。
普通建設事業費	○総合計画における年度ごとの実施計画及び、各施設等における個別施設計画に基づき、年度ごとの事業費を推計しています。
公 債 費	○令和4年度は決算見込額とし、令和6年度以降は普通建設事業費に基づく地方債借入見込額により推計しています。 ※公債費には、一時借入金利子と地方産業育成資金県償還金を含みます。
積 立 金	○令和4年度は決算見込額とし、令和6年度以降は、基金利子、ふるさと阿賀野市応援基金及び公共施設等整備基金等の積立を見込んでいます。

区 分	推 計 方 法
貸付金・投資及び 出資金	○令和4年度は決算見込額とし、令和6年度以降は令和5年度予算額ベースで推計しています。
繰 出 金	<p>○国民健康保険特別会計繰出金：第一次ベビーブームに生まれた被保険者の減少（後期高齢者への移行）の一方で、被保険者の高齢割合が高くなることに伴う医療費の増加を見込んで、令和6年度以降は、令和5年度予算額ベースで固定して推計しています。</p> <p>○後期高齢者医療特別会計繰出金：被保険者数の段階的な増加（第一次ベビーブーム世代の加入）を想定し、人口推計による65歳以上人口の伸び率を参考に推計しています。</p> <p>○介護保険事業特別会計繰出金：令和6年度以降は令和5年度予算額ベースで推計しています。</p> <p>○水道事業会計繰出金、下水道事業会計繰出金、病院事業会計繰出金：各会計による今後の事業費見込みにより推計しています。</p> <p>○奨学貸付基金繰出金：令和4年度からの制度拡充を踏まえ、令和5年度以降も、引き続き3千万円／年の積立を計上しています。</p> <p>※繰出金には、奨学貸付基金のほか、畜産振興資金融資基金への積立を含みます。</p> <p>○少年自然の家特別会計繰出金：令和5年度以降は、一般会計での事業に移行することを踏まえ、計上していません。</p>

9 財政計画(年度別財政収支計画)

(単位:百万円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算見込額	令和5年度 予算額	令和6年度 計画値
歳	市 税	4,507	4,912	4,802	4,674
	地 方 譲 与 税	232	211	221	218
	地 方 特 例 交 付 金	123	90	40	40
	地 方 消 費 税 交 付 金	998	945	900	900
	地 方 交 付 税	7,981	7,292	7,200	7,200
	普 通 交 付 税	7,149	6,592	6,500	6,500
	特 別 交 付 税	832	700	700	700
	小計(主な一般財源計)	13,841	13,450	13,163	13,032
	分 担 金 ・ 負 担 金	39	28	33	30
	使 用 料 ・ 手 数 料	116	133	138	120
	国 庫 支 出 金	4,919	4,368	2,776	3,016
	県 支 出 金	2,109	1,828	1,663	1,887
	財 産 収 入	25	23	12	13
	寄 附 金	298	343	522	570
	繰 入 金	195	321	1,226	793
	諸 収 入	492	536	501	490
	地 方 債	1,323	1,723	1,801	3,142
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	460	160	90	54
	そ の 他	1,343	1,267	335	336
歳 入 合 計 (A)	24,700	24,020	22,170	23,429	
歳	人 件 費	3,528	3,496	3,659	3,644
	う ち 職 員 給	2,394	2,285	2,432	2,416
	物 件 費	2,945	3,599	3,557	3,500
	維 持 補 修 費	311	384	312	400
	扶 助 費	4,943	4,282	4,146	4,156
	補 助 費 等	1,929	2,139	2,820	3,581
	普 通 建 設 事 業 費	2,872	2,365	1,023	2,488
	う ち 補 助 事 業 費	1,827	1,234	617	1,566
	う ち 単 独 事 業 費 等	1,045	1,131	406	922
	災 害 復 旧 事 業 費	11	16	0	0
	公 債 費	2,466	2,419	2,244	1,969
	積 立 金	1,039	1,145	500	500
	貸 付 金 ・ 投 資 及 び 出 資 金	280	260	260	260
	繰 出 金	3,009	3,056	3,619	2,901
	予 備 費	0	0	30	30
歳 出 合 計 (B)	23,333	23,161	22,170	23,429	
歳入歳出収支差引額((A)-(B)) (C)	1,367	859	0	0	

※財源不足に対する主要3基金からの繰入金(再掲)

主要3基金(財政調整基金、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金)	0	5	405	485
-----------------------------------	---	---	-----	-----

(単位:百万円)

区 分		令和7年度 計画値	令和8年度 計画値	令和9年度 計画値
歳	市 税	4,679	4,684	4,647
	地 方 譲 与 税	218	218	218
	地 方 特 例 交 付 金	40	40	40
	地 方 消 費 税 交 付 金	900	900	900
	地 方 交 付 税	7,200	7,200	7,200
	普 通 交 付 税	6,500	6,500	6,500
	特 別 交 付 税	700	700	700
	小計(主な一般財源計)	13,037	13,042	13,005
	分 担 金 ・ 負 担 金	30	30	30
	使 用 料 ・ 手 数 料	120	120	120
	国 庫 支 出 金	3,223	2,909	2,948
	県 支 出 金	1,891	1,896	1,900
	財 産 収 入	13	13	13
	寄 附 金	502	502	502
	繰 入 金	642	352	302
	諸 収 入	490	490	490
	地 方 債	1,352	882	1,056
	うち臨時財政対策債	32	0	0
	そ の 他	336	336	336
	歳 入 合 計 (A)	21,636	20,572	20,702
出	人 件 費	3,633	3,633	3,633
	うち職員給	2,406	2,406	2,406
	物 件 費	3,600	3,300	3,300
	維 持 補 修 費	400	400	400
	扶 助 費	4,167	4,178	4,190
	補 助 費 等	1,622	1,632	1,699
	普 通 建 設 事 業 費	2,332	1,551	1,739
	うち補助事業費	1,775	1,030	1,254
	うち単独事業費等	557	521	485
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0
	公 債 費	2,130	2,127	2,037
	積 立 金	500	600	600
	貸 付 金 ・ 投 資 及 び 出 資 金	260	260	260
	繰 出 金	2,962	2,861	2,814
予 備 費	30	30	30	
歳 出 合 計 (B)	21,636	20,572	20,702	
歳入歳出収支差引額((A)-(B)) (C)	0	0	0	

※財源不足に対する主要3基金からの繰入金(再掲)

主要3基金(財政調整基金、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金)	340	150	150
-----------------------------------	-----	-----	-----

10 地方交付税・臨時財政対策債の推計

地方交付税は、歳入全体の3割を占める、最も依存度が高い財源となっていますが、交付額は、国による地方財政計画等に大きく左右されます。

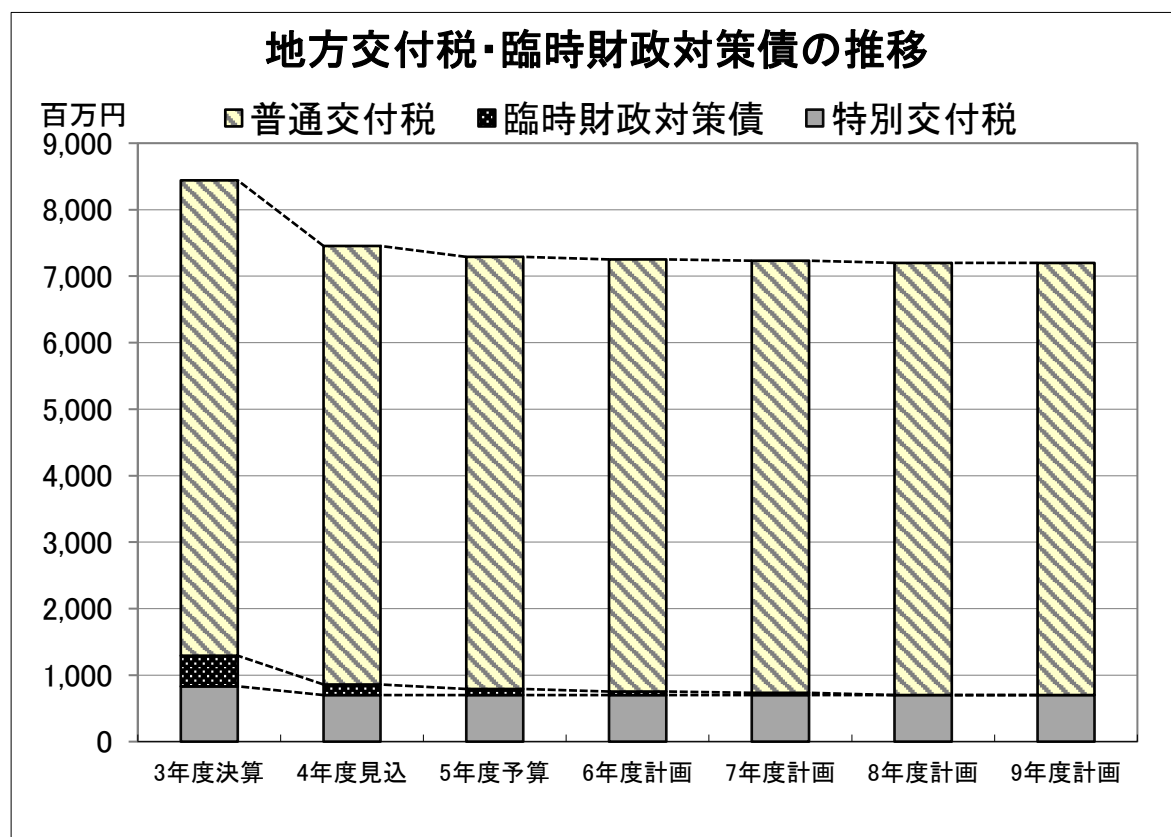
このため、合併特例債や過疎債の償還費用など、制度上で算入が示される需要額を適切かつ確実に活用することで、交付額の確保に努める必要があります。

普通交付税は、令和3年度決算及び令和4年度決算見込額ともに、国税収入の上振れに伴う追加交付があったものの、算入される公債費の償還完了や、市税収入の伸び率を踏まえ、今後の見通しは、最低限の交付額で推計しています。

臨時財政対策債は、国の地方財政計画における伸び率を考慮し、令和5年度以降、大幅に減額していくことを予測しており、財政計画においては、過大な見込みとならないよう、令和7年度で制度の終了を想定しています。

(単位:百万円)

年度	普通交付税	特別交付税	臨時財政対策債	計
3年度決算	7,149	832	460	8,441
4年度見込	6,592	700	160	7,452
5年度予算	6,500	700	90	7,290
6年度計画	6,500	700	54	7,254
7年度計画	6,500	700	32	7,232
8年度計画	6,500	700	-	7,200
9年度計画	6,500	700	-	7,200

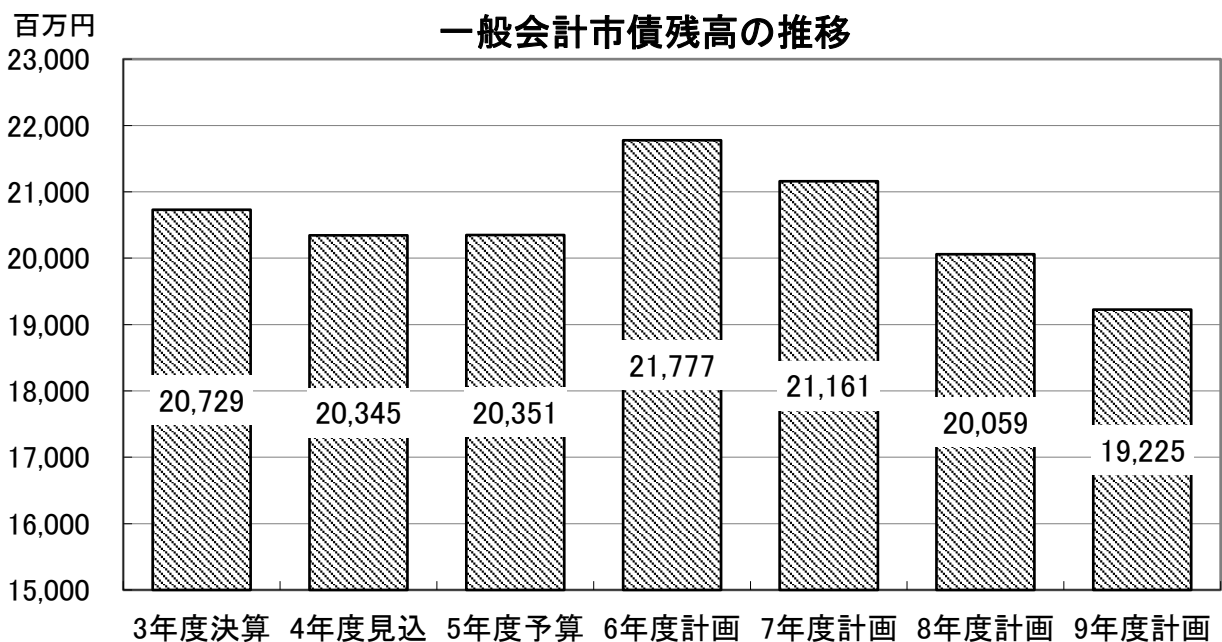
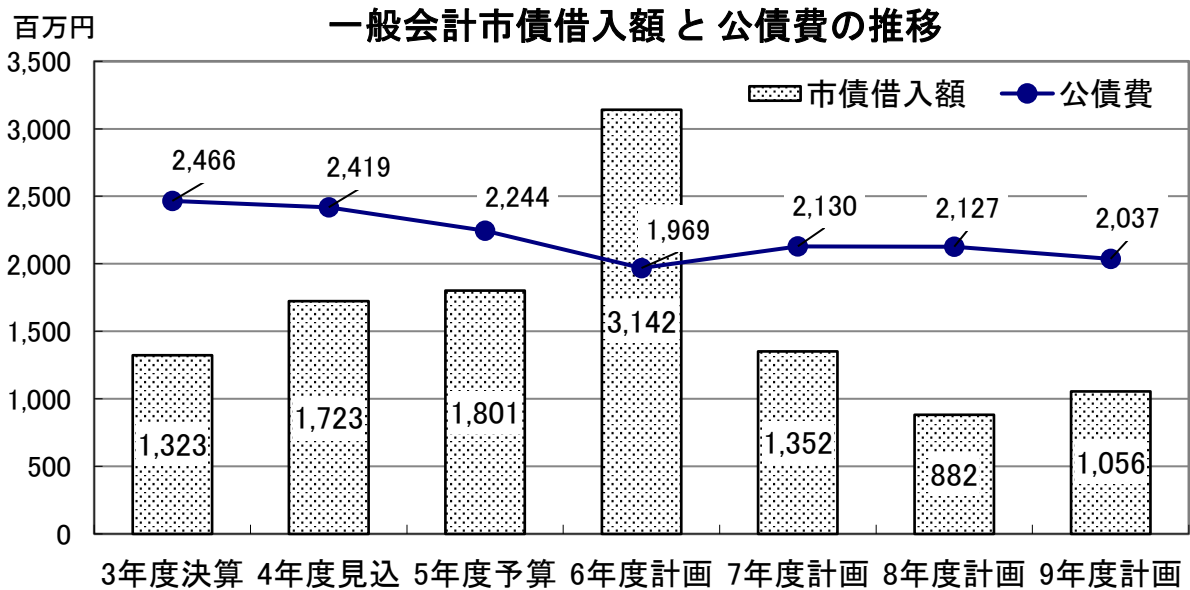


11 一般会計の市債借入額と市債残高

市債は、計画的に行われる普通建設事業と、臨時的に行われる災害復旧事業などの投資的経費に充てる財源として、借入を行っています。

なお、令和5年度と令和6年度の大幅な増加要因である、五泉地域衛生施設組合が行う広域ごみ処理施設の整備に係る負担金支払いのための借入については、昨今の物価高騰による資材単価への影響を考慮し、前回計画値から9.2%の上方修正を行っていますが、他の起債対象事業費の抑制や、元利償還金に対する交付税算入率が高い合併特例債の活用により、後年度の財政負担の軽減を図っています。

また、合併特例債の発行期限を令和6年度に迎えるため、今後は投資的事業の実施に当たって、これまで以上に財源の精査を要するなど、財政負担に配慮が必要です。

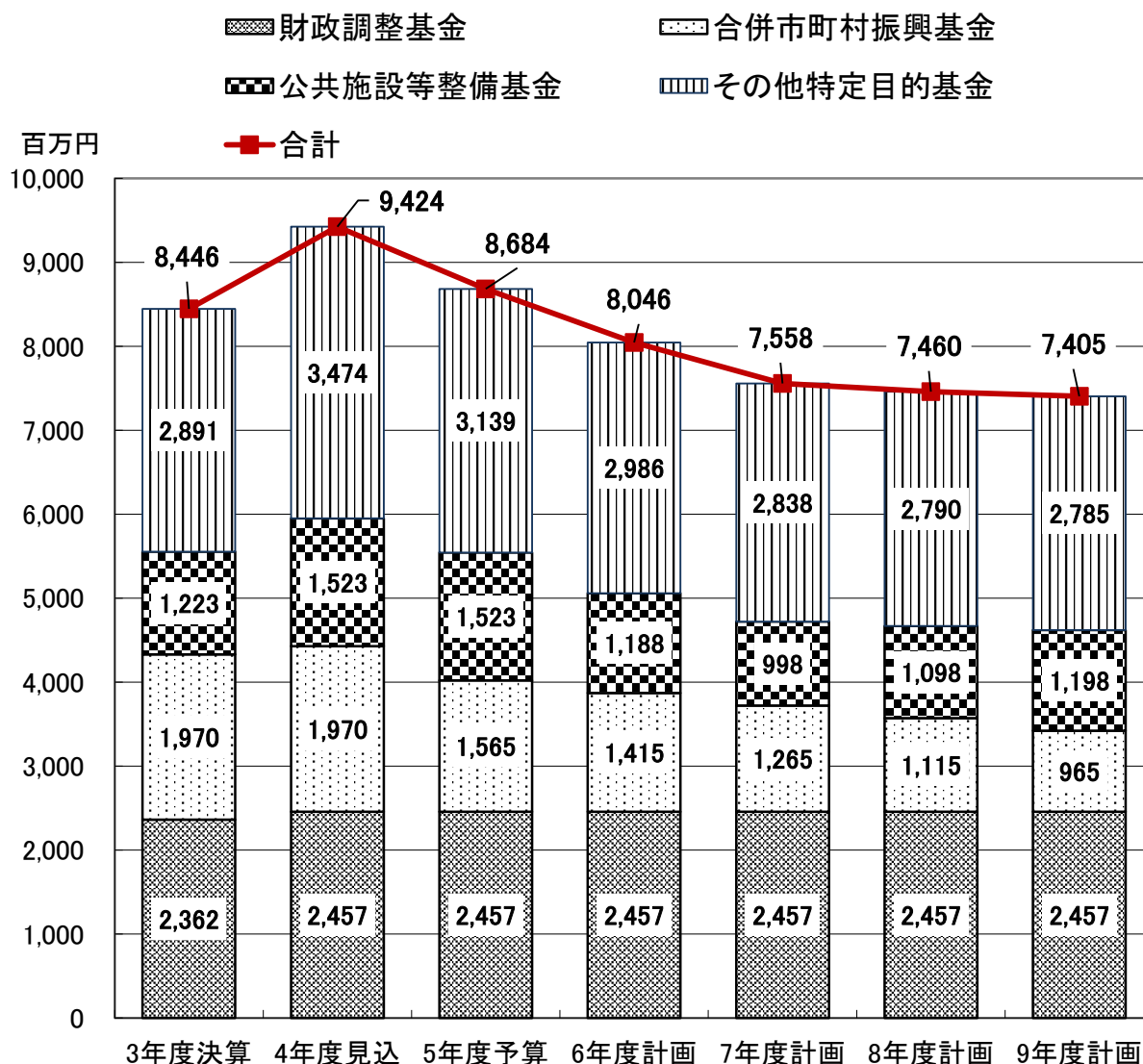


12 基金残高

五泉地域衛生施設組合の広域ごみ処理施設整備負担金及び、あがの市民病院における医療情報システム更新等の大型投資的事業のほか、昨今の物価高騰が続く社会情勢を踏まえた対策事業の財源として、令和5年度から令和7年度にかけては、合併市町村振興基金や各特定目的基金を取り崩しするため、基金残高の減少を見込んでいます。

一方で、令和4年度には、財政調整基金1億円、あがの市民病院整備基金及び公共施設等整備基金にそれぞれ3億円を積立するなど、計画的かつ柔軟に基金を運用し、急激な増減を抑制しています。

令和7年度以降は、合併特例期間の終了に伴い、活用が増えることを予測していますが、公共施設等総合管理計画（アクションプラン）の推進により、年度ごとの事業量の平準化を図ることで、可能な限り積み増しし、臨時的な財政需要についても柔軟に対応できる財政基盤の構築につなげます。



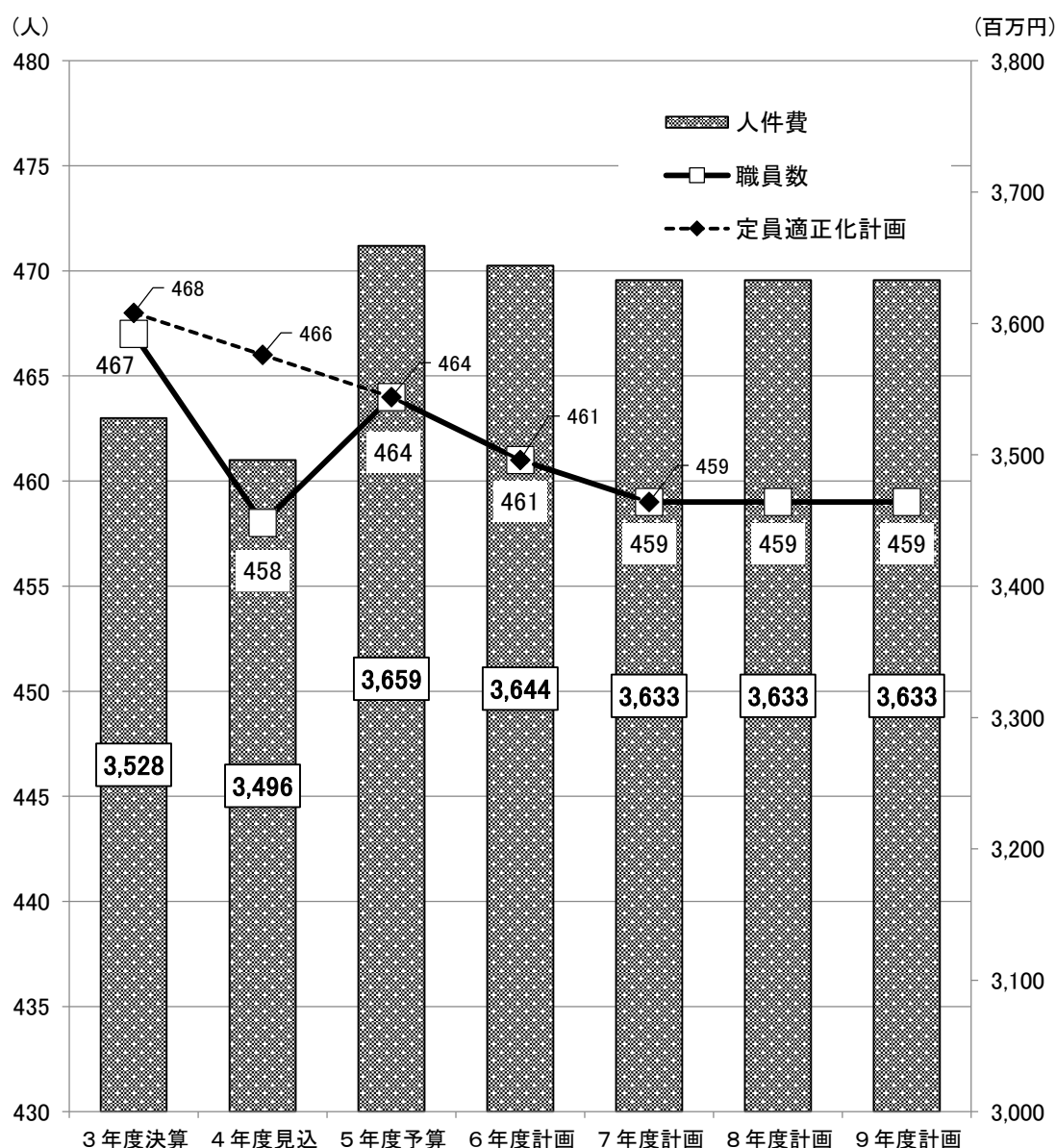
※定額運用基金及び特別会計・事業会計基金を除く

13 人件費の推移

新規採用職員の減や早期退職等により、令和4年度は一時的に正規職員数が減少する見込みですが、令和5年度以降は、第4次定員適正化計画（令和3年度から令和7年度まで）に基づき、計画的な定員管理を見込むため、職員給については、減少が予測されます。

ただし、令和2年度から開始された会計年度任用職員制度に伴い、これまで物件費として計上していた臨時職員賃金が、定員適正化計画の対象とならない職員に係る費用として人件費に計上されているため、人件費総額は、定員適正化計画に基づく定員数と必ずしも比例しない状況にあります。

このため、令和6年度以降の見通しは、定員適正化計画に基づく一般職に属する常勤職員の配置を原則としながらも、会計年度任用職員に係る人件費は、令和5年度予算額ベースとして固定して推計しています。



※ 人件費は、一般会計の人件費を掲載しています。

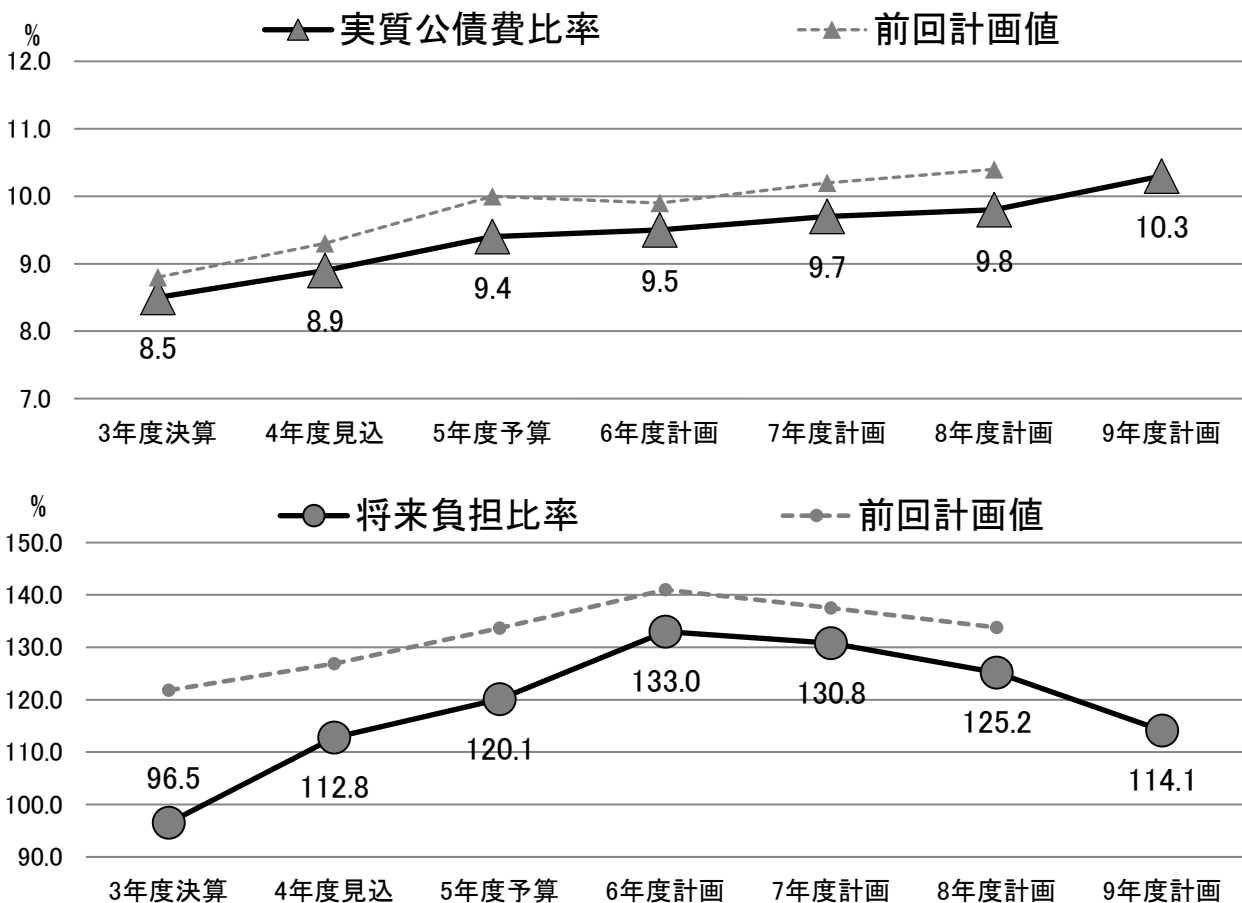
※ 職員数は、全職員（特別職を除く）を掲載しています。

14 財政健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)

令和3年度決算における財政健全化判断比率は、引き続き、国の基準を下回りますが、類似団体平均との比較では、下水道事業及び病院事業の企業債償還について、一部を一般会計で負担していることも要因となり、比率は高い状況にあります。

実質公債費比率は、令和2年度から、病院整備事業債の元金償還が開始されたことで、計画期間中は、引き続き一定の高止まりを予測しています。

将来負担比率は、前回計画値と比較し、令和3年度及び令和4年度における借入額の抑制に努めたため、比率の低下が見込まれますが、資材単価の高騰に基づくインフレスライドを想定し、五泉地域衛生施設組合による広域ごみ処理施設建設負担金の増加を見込み、令和6年度までの伸び幅が大きくなりました。引き続き、合併特例債の活用や、基金への積み増しを行うことで、可能な限り抑制を図ります。



※実質公債費比率(3か年平均)

一般会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合等(以下「一般会計等」という。)の実質的な公債費が、標準財政規模に対してどれくらいの比率であるかを示す指標。

18%超は起債許可団体、25%超は早期健全化団体、35%超は財政再生団体となります。

※将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(公債費や職員退職手当、債務負担行為額など)が、標準財政規模に対して、何年分であるかを示す指標。

350%超は早期健全化団体となります。

※標準財政規模

その地方自治体が標準的な状態であるときに、通常収入が見込まれる一般財源の規模を表すもので、当市の令和3年度算定では約130億円となっています。

15 財政用語の説明

歳入関係

区 分	説 明
市 税	市民の皆さんや市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金（市民税や固定資産税など）で、一般会計における収入の約2割を占める重要な収入です。
地方譲与税	地方揮発油税、自動車重量税など国税として徴収したものを一定の基準に応じて市に譲与されるお金です。 令和元年度から、森林整備の財源として森林環境譲与税が新設されました。
利子割交付金	預金利子などの所得に課税される利子割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
配当割交付金	株の配当金などに課税される配当割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡によって所得が発生した場合に課税される株式等譲渡所得割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
法人事業税交付金	地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を県が市に対して交付するお金です。
地方消費税交付金	地方消費税の一部を、市の人口や従業員数に応じて県が交付するお金です。
ゴルフ場利用税交付金	市に所在するゴルフ場におけるゴルフ場利用税の一部を、ゴルフ場のホール数と利用料金に応じて県が交付するお金です。
環境性能割交付金	自動車取得時に課税される自動車税環境性能割の一部を、県が交付するお金です。

区 分	説 明
国有提供施設等所在市町村助成交付金	<p>基地交付金対象資産以外の国有資産が所在する市町村の面積に応じて、国が市に対して交付するお金です。</p> <p>※陸上自衛隊の大日原演習場が対象となります。</p>
地方特例交付金	<p>国が減税を行ったことにより、市の税収が減少した分を補うために国が交付するお金です。</p> <p>住宅借入金特別税額控除や自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収を補うために交付されます。</p>
地方交付税	<p>全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税といった国税の一定割合について、市の財政規模などに応じて国が交付するお金です。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通違反による反則金などの一部を市内の交通事故発生件数や市の道路の延長に応じて、国が市に対して交付するお金です。</p>
分担金・負担金	<p>市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として納めていただくものです。</p>
使用料・手数料	<p>使用料は、行政財産の目的外使用または公の施設の使用に対して、使用者から納めていただくものです。</p> <p>手数料は、特定の事務に要する経費相当分を納めていただくものです。</p>
国庫支出金	<p>国と市が共同で行う事業の経費を、あらかじめ定めた経費負担の区分に基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、補助金、委託金があり、原則として使い道が決められています。</p>
県支出金	<p>県が市に対して支出するお金です。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。国庫支出金と同様、使い道が決められています。</p>

区 分	説 明
財 産 収 入	市が所有している財産（建物、土地など）の貸付け・売払いなどにより得る収入です。公用地の売払収入や基金積立金の利子などです。
寄 附 金	市民の皆さんなどからいただく金銭による寄附です。用途を特定しない「一般寄附金」と用途を特定した「指定寄附金」があります。
繰 入 金	特別会計など他の会計や基金（預金）を取り崩して繰り入れるお金です。
繰 越 金	前年度の決算上余ったために繰り越されたお金です。
諸 収 入	収入の性質により、他の区分（科目）に含まれない収入をまとめたものです。
地 方 債	学校や道路などを建設する場合に多額の経費が必要となる時、その資金を調達する長期的な借入金です。長期にわたって市民の皆さんに利用いただけるので、負担を分け合う働きがあります。
臨時財政対策債	<p>国の地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に不足額を国と地方で折半し、地方分については地方公共団体で地方債を発行して補てんすることとされています。</p> <p>なお、形式的には地方公共団体の借入となりますが、実質的には、元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されます。</p>

歳出関係

区 分	説 明
人 件 費	正規職員や会計年度任用職員の給料や手当、議員や各種審議会の委員などに支払われる報酬などの経費です。
物 件 費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などが該当します。
維持補修費	市が管理する建物や市道、農林道など公共用施設の修繕や道路の除排雪に要する経費です。
扶 助 費	生活保護法、児童福祉法などに基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費（生活保護費、児童手当など）や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補 助 費 等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間などに対して、行政上の目的により交付する経費です。主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。
普通建設事業費	道路、橋、学校など、公共施設の改良や新增設の建設事業に必要とされる経費です。
災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に必要な経費です。
公 債 費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。
積 立 金	特定の目的のために基金に積み立てる経費です。
投資及び出資金、貸付金	公益上の必要性による会社の株式取得などに要する経費です。経済政策などにより市が企業や個人に必要な資金の貸し付けを行う経費です。
繰 出 金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。定額の資金を運用するための基金への積立金もここに含まれます。



阿賀野市総務部企画財政課

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町10-15

TEL 0250-62-2510 (代)

FAX 0250-62-0281

E-mail city-agano@city.agano.niigata.jp